平成２７年（再イ）第３３号
栃木県宇都宮市西刑部町1284番地１
再生債務者　石塚　克彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年１月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年１月５日
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２７年（再イ）第５１５号
東京都町田市小山町5006―２
再生債務者　野坂　武成
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年１月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年１月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再イ）第５１８号
東京都調布市深大寺北町５―36―30―202
再生債務者　鈴木　裕一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年１月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年１月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再イ）第４１７号
大阪府大東市北条２丁目18番15号
再生債務者　瀬戸　淳司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年１月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年１月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再イ）第２５号
岡山県赤磐市山陽５丁目２番37号
再生債務者　若林　　博
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年１月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年１月７日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第１４号
山口市阿知須8532番地８
再生債務者　井上　由香
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年１月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年１月６日　　山口地方裁判所

平成２７年（再イ）第５号
宮崎県日向市大字財光寺1742番地２
再生債務者　横田　大和
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年１月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年１月７日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（再イ）第６号
岩手県奥州市水沢区姉体町字石名坂５番地６
再生債務者　皆上　悦子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年１月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年１月７日　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（再イ）第１６号
滋賀県東近江市小脇町2402番地１植木マンション202号室
再生債務者　苗村　竹春
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年１月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年１月７日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第２０号
岡山市南区浦安本町94番地24
再生債務者　建部　哲哉
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年１月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年１月７日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第２９号
岡山市北区白石西新町７番地114フローレスかおりＣ―102
再生債務者　山口　　渉
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年１月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年１月７日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第１０５号
北海道江別市上江別東町42―20プリムローズ42　102号室　（住民票上）北海道日高郡新ひだか町静内ときわ町４丁目３番１号
再生債務者　高堰　尚幸
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年１月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年１月７日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第１８２号
札幌市中央区南11条西６丁目１番30―901号
再生債務者　平山　佳子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年１月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年１月７日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第１８号
北海道旭川市東光１条７丁目１番17号
再生債務者　中谷　　誠
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年１月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年１月７日　　旭川地方裁判所民事部

厚生年金基金変更公告

京都織物卸商厚生年金基金の事務所の所在地に変更があったので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第116条及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同政令第２条第８号に規定する廃止前の厚生年金基金令第４条の規定により次のように公告する。

１．新事務所の所在地　京都府京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町637
２．旧事務所の所在地　京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地
３．変更年月日　平成28年１月18日
平成 28 年１月 21 日
京都織物卸商厚生年金基金

定款変更公告

当農業会議は、平成二十八年一月十九日開催の総会の決議により、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第三十三条第一項の規定により、一般社団法人に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年四月一日であり、組織変更後の商号は、一般社団法人福島県農業会議といたします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年一月二十一日
福島県福島市中町八番二号
福島県農業会議
会長　太田　豊秋